

別紙 2

※施工業者配布用

建築物等の解体・改造・補修工事を行われる施工業者の皆様へ (必ずお読みください)

熊本県環境生活部環境局環境保全課

建築物等への石綿（アスベスト）使用の有無の確認について

日頃より本県の環境行政に御協力頂きありがとうございます。

石綿は重大な健康被害をもたらす物質であることから、建築物等（工作物も含む）の解体・改造・補修（以下「解体等工事」という。）における石綿飛散の防止について、官民一体となって取り組んでいるところであり、石綿飛散防止対策の強化を目的として、大気汚染防止法が改正されました（平成26年6月1日施行）。

これにより、解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業「吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業」を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査を実施（平成18年9月1日以後の工事による建築物等を対象にした解体等工事を除く）することが義務付けられました。

つきましては、建築物等の解体等工事について、石綿の使用状況（レベル1建材[石綿含有吹付け材]、レベル2建材[石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材、石綿含有保温材]、レベル3建材[石綿含有成形板等]が対象）の確認結果（石綿6種類全て）を、下記により御報告下さい。

また、必要に応じ、法律に基づく報告徴収・立入調査（大気汚染防止法第26条）を実施致しますので、その際は設計図書等必要書類の準備及び調査に御協力下さい。
※労働安全衛生法石綿障害予防規則においても、建築物等の解体・破砕等（全面的改修も含む）の作業を行う場合は、対象建築物等について、石綿の使用の有無を調査（目視、設計図書、分析等により）し、その結果を記録しておくことが義務づけられています。

※レベル1、2の石綿が使用有と判断された建築物については、大気汚染防止法に基づく届出書の提出（管轄保健所へ提出）が必要となります。

※石綿使用建材がレベル3（石綿成形板等）の場合は、調査票中の石綿の有無の欄を有とし、その他の欄にレベル3建材である旨を記載願います。

なお、レベル3建材の除去工事については、法令に基づく届出は不要ですが、石綿の飛散防止を図るため、原則として常時散水するなど湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし、破損した石綿含有成形板は丈夫なビニール袋やシートで囲うなどの措置を行って下さい。また、石綿を飛散させるおそれのある場合は、解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや防炎シートなどで隙間無く囲んで下さい。さらに、作業主任者の選任や保護具の着用、作業員への特別教育、関係者以外立入禁止等の措置も行って下さい。

記

1) 報告内容：調査票(別紙3)に調査事項をご記入下さい。

※調査票に代えて確認調査結果の記録の写し（調査票と同等以上の内容であること）を提出されても構いません。

2) 報告先：保健所衛生環境課（※建築物の在る地域を管轄する保健所）

3) 報告期限：工事開始の3日以上前（困難な場合は工事開始前）

4) 報告方法：FAX、郵送、持参いずれでも構いません。

《お問い合わせ先》

- | |
|---|
| 1) 環境生活部環境局環境保全課 大気・化学物質班 アスベスト担当者 Tel：096-333-2269 |
| 2) 管轄保健所衛生環境課 環境担当者 Tel、FAX は別添一覧のとおり |

提出先（各保健所）の電話番号とFAX番号の一覧

保健所名	TEL	FAX
宇城保健所	0964-32-1148	0964-32-2426
有明保健所	0968-72-2184	0968-74-1721
山鹿保健所	0968-44-4121	0968-44-4123
菊池保健所	0968-25-4135	0968-25-5457
阿蘇保健所	0967-32-0535	0967-32-0536
御船保健所	096-282-0016	096-282-3117
八代保健所	0965-33-3198	0965-33-6321
水俣保健所	0966-63-4104	0966-63-3289
人吉保健所	0966-22-3107	0966-22-4392
天草保健所	0969-23-0172	0969-22-0455